

① 件 名
石巻市施行の震災復興土地区画整理事業に伴う清算金の分割徴収の取扱いについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災による甚大な被害を受けた区域内にある住居の集団的移転及び市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために、市が施行する土地区画整理事業について、土地区画整理法の規定により石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例を平成24年6月に定め、新市街地の土地区画整理事業を進めている。</p> <p>【目的】 清算金を分割徴収する場合、震災復興に資する事業であることを鑑み、国が地方公共団体等に融資する資金である財政融資資金の貸付利率を適用することで、関係権利者の負担軽減を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 土地区画整理法（昭和29年法律119号） 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）</p> <p>【〔震災復興計画との整合性 震災復興計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 3 減災まちづくりの推進 (1) 都市基盤の復旧・復興 ◆市街地の整備 土地区画整理事業</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成24年 6月25日 「石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例」施行 7月24日 事業計画決定（新蛇田） 12月28日 事業計画決定（新渡波） 平成25年 4月 2日 事業計画決定（新渡波西） 4月26日 事業計画決定（あけぼの北） 10月25日 事業計画決定（新蛇田南） 平成26年 5月 8日 事業計画決定（新蛇田南第二）</p>
⑤主な内容
<p>石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例において、清算金の分割徴収又は分割交付する場合は、当該清算金に付すべき利子を現行年6%と定めているところを、分割徴収に限り、換地処分の公告日の翌日における財政融資資金の貸付けの利率に改める。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

本条例の改正により、関係権利者の負担軽減を図ることによって、円滑かつ迅速な事業の推進を図る。

⑦他の自治体の政策との比較検討

■分割徴収に係る利率

利率	根拠	採用市町
年利6%	土地区画整理法施行令	東松島市、七ヶ浜町、岩沼市
年利3.1%	政府遅延利息	女川町
年利1%	長期プライムレート	塩釜市
年利0.01%	※財政融資資金貸付金利	南三陸町、気仙沼市、名取市、多賀城市、仙台市

※ 財政融資資金貸付金利は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告日の翌日における財政融資資金の貸付利率のうち、償還期間5年以内で据置期間無し、償還方法が半年賦元金均等償還に該当する貸付金に適用される利率を設定している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年2月 市議会第1回定例会に石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行予定）
 平成30年度 新蛇田南地区、新蛇田南第二地区 換地処分公告

⑨その他